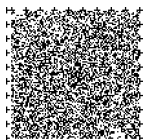


資料編

- 1 アンケート調査結果の概要
- 2 市民意見(パブリックコメント)の募集について
- 3 おだわら障がい者基本計画の策定経過
- 4 小田原市の障がい者福祉に関する年表
- 5 用語の説明



● アンケート調査の目的

おだわら障がい者基本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

● アンケート調査の方法等

- (1) 調査対象地域 小田原市全域
- (2) 調査実施方法 郵送配布し、郵送により回収
- (3) 調査期間 2010年（平成22年）1月～3月
- (4) アンケート調査の配布数及び回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
障がい児者アンケート	1,500件	812件	54.1%
身体障がい児者アンケート	1,000件	569件	56.9%
知的障がい児者アンケート	300件	130件	43.3%
精神障がい児者アンケート	200件	113件	56.5%
一般アンケート	500件	213件	42.6%

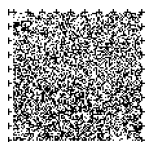
● 障がい児者アンケートの調査の結果（抜粋）

(1) 相談・情報・障がい者理解について

問： 障がいのことで悩んだり心配したりしたとき、主に誰に又はどこに相談しますか。

- 全体では、障がいについての相談先については、「家族・親族・友人」と回答した方の割合が最も高く、次いで「病院・医院」、「市の福祉担当窓口」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、精神障がい者については「病院・医院」と回答した方の割合が最も高く、また、知的障がい者については「福祉施設」を相談先にしていく方の割合が「市の福祉担当窓口」の割合と同程度となっています。



問： どのような悩みについて相談をしたい、又はどのような相談内容に対応できる体制を充実させたらよいと思いますか。

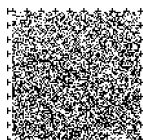
- 全体では、相談したい内容については、「医療・健康のこと」と回答した方の割合が最も高く、次いで「福祉制度のこと」、「年金手当てのこと」の順となっています。
障がい種別ごとに見ると、知的障がい者と精神障がい者については「仕事のこと」と回答した方の割合が「医療・健康のこと」に次いで高くなっています。

問： 障がい者に対する理解が深まってきていると思いますか。

- 全体では、「かなり深まったと思う」と「少しは深まったと思う」を合わせた、障がい者に対する理解が深まってきていると思う人の割合が 46.6%、「あまりそうは思わない」と「まったくそうは思わない」を合わせた、障がい者に対する理解が深まっていないと思う人の割合が 27.4%となっています。
ただし、障がい種別ごとに見ると、知的障がい者と精神障がい者においては、障がい者に対する理解が深まってきていると思う人の割合と理解が深まっていないと思う人の割合が同程度となっています。

問： 障がい者に対する理解を深めるためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

- 全体では、「福祉施設を地域に開かれたものにする」と回答した方の割合が最も高く、次いで「障がい者本人が積極的に街に出て、人との関わりを持つ」、「小・中学校での福祉教育を充実させる」の順となっています。
障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については「小・中学校での福祉教育を充実させる」と回答した方の割合が最も高くなっており、次いで「ボランティアを育てる」の割合が高くなっています。



(2) 防災対策について

問： もし、緊急に避難しなければならなくなったとき、不安に感じることは何ですか。

- 全体では、「避難場所での設備（トイレ・入浴設備など）」と回答した方の割合が最も高く、次いで「避難先での薬や医療体制」、「避難所までの移動手段の確保」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、精神障がい者については「避難先での薬や医療体制」と回答した方の割合が最も高くなっており、また、「頼れる人がそばにいない」と回答した方の割合が他の障がい種別に比べて高くなっています。

(3) 福祉施策について

問： 障がいのある人が住みやすい社会を作るため、今後、どのような取組みが大切だと思いますか。

- 全体では、「経済的な支援の充実（医療費の補助、手当、年金の充実）」と回答した方の割合が最も高く、次いで「ホームヘルプサービス、ショートステイなど、障がい者の日常生活を支援するサービスの充実」、「具合が悪くなった時、いつでも診てくれる精神科救急医療システム」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、身体障がい者については「医療体制やリハビリテーションの充実」と回答した方の割合が、知的障がい者と精神障がい者については、「働く場の確保」と回答した方の割合が、「経済的な支援の充実」に次いでそれぞれ高くなっています。

問： 将来、どのような暮らしをしたいと思いますか。

- 全体では、「自宅に住み、在宅サービスを利用しながら暮らしたい」と回答した方の割合が最も高く、次いで「自宅に住み、一般企業で働きたい」、「自宅に住み、自宅で働きたい」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については、「自宅に住み、一般企業で働きたい」と回答した方の割合が最も高く、次いで「自宅に住み、作業所・福祉工場」で工賃を得て働きたい」と回答した方の割合が高くなっています。



問： 将来の生活を考えたとき、不安に思うことはありますか。

- 全体では、「身の回りの世話をしてくれる人がいるかどうか」と回答した方の割合が最も高く、次いで「生活費の負担ができるかどうか」、「病気や薬のことが気にかかる」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者と精神障がい者については「生活するための住居や施設があるかどうか」、「適当な働き場所や仕事があるかどうか」と回答した方の割合が、身体障がい者に比べ高くなっています。

(4) 生活動作や介護について

問： 主な介助者は、障がいのある方から見て、どなたにあたりますか。

- 全体では、「配偶者（夫・妻）」と回答した方の割合が最も高く、次いで「父・母」、「子ども・子どもの配偶者」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については、「父・母」と回答した方の割合が最も高く、次いで「福祉施設の職員」となっており、精神障がい者についても「父・母」と回答した方の割合が最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）」となっています。

問： 主な介助者が、介助する上で困っていることはありますか。

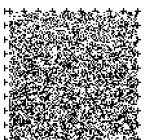
- 全体では、「心身の負担が大きい」と回答した方の割合が最も高く、次いで「交代できる介助者がいない」、「経済的な負担が大きい」、「自分の時間がない」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については、「仕事に出たいが出られない」と回答した方の割合が他の障がい種別と比べて高くなっています。

(5) 健康状態や訓練について

問： 健康や医療に関して、困っていることはありますか。

- 全体では、「特にない」と回答した方の割合が最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」の順となっています。



障がい種別ごとに見ると、精神障がい者については「医療費の負担が大きい」と回答した方の割合が最も高く、また、知的障がい者・精神障がい者については「健康や医療について信頼できる相談機関や相談相手がいない」と回答した方の割合が身体障がい者に比べて高くなっています。

(6) 住居について

問： 今後、住宅について、どのような取り組みが重要だと思いますか。

- 全体では、「住宅を住みやすく改造するための資金の援助や貸付制度を充実させる」と回答した方の割合が最も高く、次いで「収入の少ない人が住宅を借りる場合に、家賃を援助する」、「障がい者が優先入居できる公営住宅を増やす」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については「少人数で共同生活できるグループホームやケアホームを増やす」と回答した方の割合が他の障がい種別に比べて高くなっています。

(7) 仕事について

問： あなたは、現在仕事をしていますか。

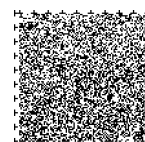
- 全体では、「仕事をしている」と回答した方の割合が 25.7%、「仕事をしていない」と回答した方の割合が 70.1%となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者では「仕事をしている」と回答した方の割合が 50.8%、「仕事をしていない」と回答した方の割合が 45.4%となっています。

問： 仕事をしていると回答いただいた方に伺います。どのような形で仕事をしていますか。

- 全体では、「福祉施設、地域作業所などでの仕事」と回答した方の割合が最も高く、次いで「臨時雇い、パート、アルバイト」、「常勤の職員、社員」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、身体障がい者については「福祉施設、地域作業所などでの仕事」と回答した方の割合は低く、「常勤の職員、社員」の割合が高くなってお



り、また、精神障がい者については「臨時雇い、パート、アルバイト」と回答した方の割合が最も高くなっています。

問： 現在の仕事について、困っていることや不満なことはありますか。

- 全体では、「給料が安い」と回答した方の割合が最も高く、次いで「疲れても休みが取りにくい」、「職場の障がい者への理解が低い」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、精神障がい者については「病気（障がい）のことが職場に知られるのが不安」と回答した方の割合が、他の障がい種別に比べて高くなっています。

問： 仕事をしていないと回答いただいた方に伺います。その主な理由は何ですか。

- 全体では、「高齢のため」と回答した方の割合が最も高く、次いで「障がいが重いため」、「病気のため」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者・精神障がい者については「高齢のため」と回答した方の割合は少数となっており、また、精神障がい者については「病気のため」と回答した方の割合が最も高くなっています。

問： 仕事について、どのようなことに力を入れるべきと思いますか。

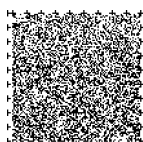
- 全体では、「障がい者に対する職場の理解を深める」と回答した方の割合が最も高く、次いで「障がい者がもっと公的機関で働けるようにする」、「給料や労働保険などの労働条件を安定したものにする」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、精神障がい者については「休暇や勤務時間などを障がい者に配慮したものにする」と回答した方の割合が「障がい者に対する職場の理解を深める」に次いで高くなっています。

(8) 外出について

問： 外出するときに困ることは何ですか。

- 全体では、「歩道などの段差が多い」と回答した方の割合が最も高く、次いで「交



通費などのお金がかかる」、「電車やバスなどの交通機関が利用しづらい」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については「人と話すことが難しい」と回答した方の割合が最も高く、次いで「車などに危険を感じる」となっています。

問： 今後、外出をしやすくするために、どのような取り組みが重要だと思いますか。

- 全体では、「建物・乗り物・道路などの出入り口の段差解消」と回答した方の割合が最も高く、次いで「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については「移動支援事業で利用範囲の拡充」と回答した方の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっており、また、精神障がい者については「交通費助成の充実」と回答した方の割合が最も高くなっています。

(9) ボランティアについて

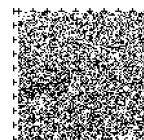
問： あなたは、最近1年間にボランティアのお手伝いを受けたことがありますか。

- 全体では、「ある」と回答した方の割合が 8.0%、「ない」と回答した方の割合が 79.3%となっています。

問： 今後、どのようなボランティアが必要だと思いますか。

全体では、「火事や地震、急な病気やけがのときに手伝ってくれる人」と回答した方の割合が最も高く、次いで「外出の時の付き添いや、送り迎えをしてくれる人」、「話し相手」の順となっています。

障がい種別ごとに見ると、知的障がい者については「外出の時の付き添いや、送り迎えをしてくれる人」と回答した方の割合が最も高く、また、精神障がい者については「火事や地震、急な病気やけがのときに手伝ってくれる人」に次いで「話し相手」と回答した方の割合が高くなっています。



● 一般アンケートの調査の結果（抜粋）

(1) 障がい者福祉について

問： あなたは、『福祉』に関心がありますか。

- 福祉への関心の有無については、「身近な問題として関心がある」と「社会的な問題として関心がある」を合わせた『福祉』に関心がある人の割合が 90.6%、「あまり関心はない」と「まったく関心はない」を合わせた『福祉』に関心がない人の割合は 6.6%となっています。

問： 障がいなどのハンディキャップのある人も、障がいのない人と同じように地域の中で普通の生活をしていくことができる社会にすべきとする「ノーマライゼーション」という考え方についてどう思いますか。

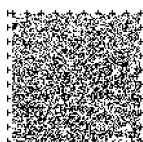
- 「ノーマライゼーション」への考え方については、「ある程度賛同する」と回答した方の割合が 35.7%と最も高く、次いで「大いに賛同する」が 32.4%、「賛同する」が 19.2%となっています。

問： 障がいのある人や高齢者を援助するボランティア活動をしたことがありますか。

- ボランティア活動の経験については、「活動をしたことはない」と回答した方の割合が 75.6%と最も高く、次いで「以前、活動したことがある」が 12.2%、「現在、活動をしている」が 7.0%となっています。

問： 機会があれば、障がいのある人や高齢者を援助するボランティア活動をしてみたいとお考えですか。

- ボランティア活動の意向については、「参加したいが、現在は参加できない」と回答した方の割合が 39.9%と最も高く、次いで「機会があれば参加したい」が 25.4%となっています。



問： 社会的に障がい者への理解が深まってきていると思いますか。

- 社会的に障がい者への理解が深まってきているかについては、「かなり深まったと思う」と「少しは深まったと思う」を合わせた理解が深まっていると思う人の割合が 52.1%、「あまりそうは思わない」と「まったくそうは思わない」を合わせた理解が深まっていないと思う人の割合が 35.7%となっています。

問： 障がいのある人に対する理解をさらに深めるためには、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

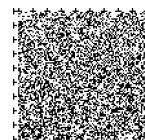
- 障がいのある人に対する理解を深めるために力を入れるべきことについては、「小・中学校での福祉教育を充実させる」の割合が 52.1%と最も高く、次いで「スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて、障がい者と地域の人々が交流する」の割合が 46.9%、「福祉施設を地域に開かれたものにする」の割合が 31.5%となっています。

問： 障がいのある人の雇用を促進するために、どのようなことが必要だと思いますか。

- 障がいのある人の雇用促進のために必要なことについては、「障がい者が働きやすい職場環境をつくる」の割合が 43.7%と最も高く、次いで「障がい者の職業訓練の場や機会を増やす」の割合が 39.4%、「事業者が積極的に障がい者を雇用する」の割合が 30.0%となっています。

問： 障がいのある人が住みやすい社会をつくるため、今後どのような取り組みが大切だと思いますか。

- 障がいのある人が住みやすい社会をつくるために大切な取り組みについては、「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の充実等）」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「働く場の確保」の割合が 59.6%、「医療体制や機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」の割合が 51.6%となっています。



● 市民意見募集の概要

(1) 目的

広く市民の意見を聞き、計画策定の参考とするため、おだわら障がい者基本計画（素案）について、市民の意見を募集しました。

(2) 意見の募集期間

2010年（平成22年）9月1日～9月30日

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページ上のWebメールフォーム（投稿フォーム）、障がい福祉課への直接提出のいずれかの方法

● 提出された意見の内容

(1) 意見件数

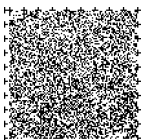
9名の方から27件の意見が提出されました。

(2) 主な意見の内容

- ・ 精神障がい者は、相談窓口を備えた、いつでも気軽に参加できる活動の場である障がい者総合支援センター開設を求めているが、なかなか開設されない。今回の基本計画の中では、同センターを「開設検討」となっているが、早期に開設してほしい。
- ・ ガイドヘルパー通学支援を行ってほしい。
- ・ 入院時のコミュニケーション支援は、神奈川県では認めているので、小田原市でも早く行ってほしい。
- ・ 障がい者の地域課題を検討し、障がい者にとって住みよいまちづくりに活かすための機関となる障害者地域自立支援協議会の役割が、今後重要になってくると思われる。

(3) 意見の反映状況

提出された意見のうち、7件の意見につきましては、その主旨を計画の中に反映しました。また、7件以外の意見につきましても、おだわら障がい者基本計画を推進していく中で、参考とさせていただきます。



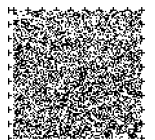
● 計画策定委員会の設置

おだわら障がい者基本計画の策定にあたっては、「小田原市障害者基本計画に関する市民検討委員会」及び「小田原市障害者基本計画に関する庁内検討委員会」を設置し、計画策定を進めました。

● 小田原市障害者基本計画に関する市民検討委員会

(1) 会議の開催状況

開催日時	会議の議題
<u>第1回会議</u> 2009年10月17日 15:00～17:30	1 小田原市障害者基本計画に関する市民検討委員会について 2 現行の小田原市障害者福祉計画の概要について 3 小田原市障害者基本計画の施策の体系について 4 アンケート調査の実施について 5 今後の策定スケジュールについて
<u>第2回会議</u> 2010年5月9日 15:00～17:00	1 今後の策定スケジュールについて 2 アンケート調査の結果について 3 小田原市障害者基本計画の構成・体系について
<u>第3回会議</u> 2010年5月22日 15:00～16:50	・分野別の施策検討 1 教育・療育 2 広報・権利擁護 3 生活環境 4 情報・コミュニケーション
<u>第4回会議</u> 2010年6月5日 15:00～17:00	・分野別の施策検討 1 保健・福祉・医療 (ア) 生活支援 (イ) 保健・医療 2 雇用・就労
<u>第5回会議</u> 2010年7月31日 15:00～17:00	1 計画素案の検討 2 パブリックコメントの検討
<u>第6回会議</u> 2010年12月18日 15:00～17:00	1 パブリックコメントの結果及び計画（案）への反映について 2 計画（案）について 3 今後のスケジュールについて

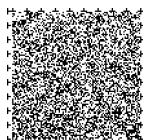


(2) 市民検討委員

	氏名	市民検討委員会設置要綱第2条に基づく選出区分
1	齋藤 恵美子	障害児の保護者団体で市長が必要と認めるもの
2	渡辺 ますえ	内部障害者団体で市長が必要と認めるもの
3	稲村 恵三	精神障害者団体で市長が必要と認めるもの
4	二見 健一	特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会
5	小玉 かおる	特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会
6	安藤 豊子	小田原市障害者地域作業所連絡会
7	中山 君江	小田原市ボランティア連絡協議会
8	横尾 正人	障害者就労・生活援助センター「ぼけっと」
9	勝村 文乃	市障害者相談支援事業受託事業者
10	○ 酒 匂 守	小田原市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
11	◎ 久 保 恒 明	小田原市民生委員児童委員協議会
12	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合
13	岡村 俊一郎	社団法人小田原医師会
14	徳田 幸祐	社団法人小田原歯科医師会
15	畠山 康	小田原箱根商工会議所
16	山下 良男	障害者自立支援法等に基づく通所施設で市長が必要と認めるもの
17	高野 正和	障害者自立支援法等に基づく入所施設で市長が必要と認めるもの
18	寺崎 圭子	小田原公共職業安定所所長
19	木原 純子	小田原児童相談所所長
20	斎藤 初代	小田原保健福祉事務所保健福祉部長
21	佐藤 憲司	小田原養護学校長
22	錦 織 誠 一	公募により選出された市民
23	上垣 まり子	公募により選出された市民
	渡辺 征男	平成22年3月退任（小田原市自治会総連合）
	長岡 正	平成22年3月退任（小田原保健福祉事務所保健福祉部長）

（敬称略・要綱別表の順）

表中「◎」は委員長、「○」は副委員長です。



● 小田原市障害者基本計画に関する庁内検討委員会

(1) 委員会等の開催状況

開催日時	会議の議題
<u>第1回会議</u> 2009年10月9日 10:00～11:30	1 市町村障害者福祉計画・市町村障害福祉計画について 2 策定体制について 3 策定スケジュールについて 4 現行の小田原市障害者福祉計画の概要について 5 策定項目（案）について 6 アンケート調査について 7 平成21年度部会作業について
<u>第2回会議</u> 2010年7月27日 10:00～11:30	1 策定の経緯 2 素案について 3 今後のスケジュール
<u>第3回会議</u> 2010年11月30日 15:30～16:30	1 おだわら障がい者基本計画の策定スケジュールについて 2 素案に対するパブリックコメントの結果について 3 素案の修正について

● 公式の会議ではない任意の勉強会

市民検討委員（任意の参加）と庁内検討委員会のワーキングチームメンバーが出席し、各施策に関して意見を交換する任意の勉強会を開催しました。

開催日時	会議の議題
<u>第1回</u> 2009年12月26日 15:00～17:30	1 保健・福祉・医療施策に関する意見交換 2 雇用・就労施策に関する意見交換
<u>第2回会議</u> 2010年1月24日 15:00～17:00	1 障害児施策に関する意見交換 2 バリアフリー施策に関する意見交換



● 小田原市障害者基本計画に関する市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づき小田原市障害者基本計画を策定するに当たり、障害者、市民等に広く意見を求めて検討を行うため、小田原市障害者基本計画に関する市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 別表第1に掲げる団体等から推薦された者
- (2) 別表第2に掲げる者
- (3) 公募により選出された市民

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、その会議の議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議及び資料の公開)

第6条 委員会の会議及び資料等は、個人情報に該当するものを除き、原則として公開する。

(秘密の保持)

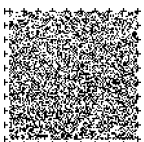
第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。



附 則

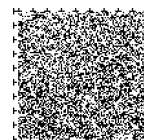
この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

団 体 名 等
1 障害児の保護者団体で市長が必要と認めるもの
2 内部障害者団体で市長が必要と認めるもの
3 精神障害者団体で市長が必要と認めるもの
4 特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会
5 小田原市障害者地域作業所連絡会
6 小田原市ボランティア連絡協議会
7 障害者就労・生活支援センター「ぼけっと」
8 市障害者相談支援事業受託事業者
9 小田原市社会福祉協議会・小田原市地区社会福祉協議会
10 小田原市民生委員児童委員協議会
11 小田原市自治会総連合
12 社団法人小田原医師会
13 社団法人小田原歯科医師会
14 小田原箱根商工会議所
15 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は障害者自立支援法に基づく通所施設で市長が必要と認めるもの
16 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は障害者自立支援法に基づく入所施設で市長が必要と認めるもの

別表第2（第2条関係）

職 名
1 小田原公共職業安定所長
2 小田原児童相談所長
3 小田原保健福祉事務所保健福祉部長
4 小田原養護学校長



● 小田原市障害者基本計画に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づき小田原市障害者基本計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定するに当たり、関係部局が参画する全庁的な検討体制を構築するため、庁内に小田原市障害者基本計画に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本計画に盛り込むべき施策の検討に関すること。
- (2) 障害者基本計画に係る個別事業の進行状況の分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は障害福祉課長を、副委員長は子育て支援課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(ワーキングチームの設置)

第6条 委員会の効率的な運営を図るため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、委員会が指名した者をもって組織し、委員会の指示のもと、第2条に掲げる事項に関する分析、研究等を行い、その結果を委員会に報告する。

(関係者の出席等)

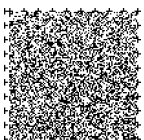
第7条 委員会及びワーキングチームは、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングチームの庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

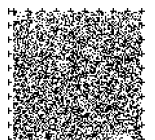


附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

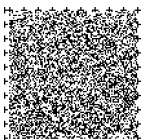
所属部局	職
企 画 部	企画政策課長
市 民 部	地域政策課長
防災危機管理部	防災対策課長
福 祉 健 康 部	福祉政策課長、高齢介護課長、保険課長、健康づくり課長
経 済 部	産業政策課長
都 市 部	都市政策課長、建築指導課長
建 設 部	道路整備課長、建築課長
消 防	消防総務課長
学 校 教 育 部	教育総務課長、教育指導課長
生 涯 学 習 部	生涯学習政策課長、青少年課長



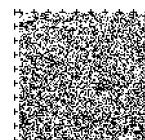
4

小田原市の障がい者福祉に関する年表

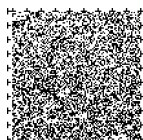
西暦（和暦）	主なできごと
1952年（昭和27年）	・小田原市傷痍軍人会結成
1954年（昭和29年）	・知的障害児施設「光海学園」新設（入所定員30名）
1955年（昭和30年）	・小田原市視覚障害者福祉会結成
1960年（昭和35年）	・小田原市肢体障害者福祉会結成
1961年（昭和36年）	・小田原市手をつなぐ親の会結成
1963年（昭和38年）	・小田原市聴覚言語障害者福祉会結成 ・知的障害者更生施設「永耕園」新設（入所定員男子30名） ・小田原市傷痍軍人妻の会結成
1964年（昭和39年）	・知的障害児施設「光海学園」改築（入所定員90名となる。） ・小田原市肢体不自由児者父母の会の結成
1965年（昭和40年）	・知的障害者更生施設「永耕園」女子棟新築 ・未認可通所施設「梅香園」新設
1966年（昭和41年）	・「梅香園」が財団法人となる。
1967年（昭和42年）	・慰安激励事業を開始
1968年（昭和43年）	・生活訓練会を開始（昭和45年廃止） ・機能訓練会を開始
1969年（昭和44年）	・心身障害児者補装具費等自費負担金支給事業を開始
1970年（昭和45年）	・小田原市手をつなぐ親の会再編（知的障害児者すべてを対象とする。） ・知的障害児通園施設「富士学園」新設 ・小田原市中心身障害者福祉団体連絡協議会結成 （平成13年にNPO法人小田原市障害者福祉協議会に移行）
1971年（昭和46年）	・肢体不自由児機能訓練会を城山福祉館（現社会福祉センター）で開始 ・車いす改造に関する原動機取付扶助を開始 ・精神障害者家族教室を保健所で開始 ・城内小学校重度児学級新設 ・知的障害児施設「光海学園」改築 ・「小田原コミッティー」結成
1972年（昭和47年）	・小田原市知的障害者サークル活動事業を開始
1973年（昭和48年）	・知的障害者更生施設「永耕園通所部」新設（通所定員30名）



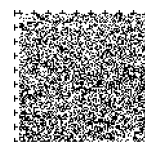
西暦（和暦）	主なできごと
1974年（昭和49年）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者生活指導教室を保健所で開始 ・財団法人「梅香園」が市に移管され、市立知的障害者授産施設「小田原梅香園」となる。（通所定員20名） ・身体障害者自動車改造費助成事業を開始 ・重度身体障害者日常生活用具給付事業を開始 ・補装具等自費負担金支給事業を開始
1975年（昭和50年）	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児機能訓練会が「心身障害児通園事業」となる。
1976年（昭和51年）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の設置を開始 ・「小田原市梅香園」の定員が30名となる。
1978年（昭和53年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県立小田原養護学校」開校
1979年（昭和54年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県立小田原養護学校高等部」開校
1981年（昭和56年）	<ul style="list-style-type: none"> ・県西地区みんなのつどい事業開始 ・「永耕園生活ホーム」設置
1982年（昭和57年）	<ul style="list-style-type: none"> ・療育推進委員会を開始 ・「小田原コミッティー」が拡大し「小田原地域福祉懇話会」となる。 ・「小田原市梅香園」を蓮正寺に移転新築する。（定員40名） ・障害児者デイサービス事業を開始 ・みどりのタクシー運行事業を開始 ・県西地区障害者作品展事業を開始
1983年（昭和58年）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域作業所「四恩工芸所」開設 ・障害者地域作業所「ありんこホーム作業所」開設 ・小田原西湘腎友会結成
1984年（昭和59年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者生活ホーム「四恩通勤ホーム」開設 ・在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成事業を開始
1985年（昭和60年）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域作業所「四恩社会復帰センター」開設 （平成13年閉鎖） ・知的障害者授産施設「沼代園」開設（定員50名）
1986年（昭和61年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県立小田原養護学校」に肢体不自由児教育部を併設 ・緊急一時預り事業「かもめの家」発足 ・在宅障害者家庭内作業指導事業「ふれんど」発足（平成16年3月閉鎖） ・小田原地区精神障害者家族会（梅の会）結成



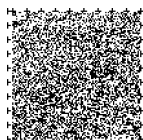
西暦（和暦）	主なできごと
1987年（昭和62年）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅障害者家庭内作業指導事業「かもめ」発足（平成16年3月閉鎖） ・障害者地域作業所「第二四恩工芸所」開設（昭和63年3月閉鎖） ・障害者地域作業所「わかば会」開設 ・神奈川県西もみじ会結成
1988年（昭和63年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所授産施設「四恩職業センター」開設 ・知的障害者更生施設「永耕園通所部」が「デイセンター永耕」に名称変更
1989年（平成元年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉的就労促進事業を開始 ・障害者地域作業所「かもめの家作業所」開設 ・生活ホーム「かもめホーム」開設
1990年（平成2年）	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害児者介護者見舞金給付事業を開始（平成14年3月廃止） ・重度障害者緊急通報システム事業を開始 ・緊急一時預り事業「ふれあいホーム」発足 ・重度心身障害児者歯科検診事業を開始（平成12年4月から（社）小田原歯科医師会の事業）
1991年（平成3年）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度心身障害児（者）訪問入浴サービス事業を開始 ・障害者施設等通所者交通費助成事業を開始 ・障害者自動車運転免許取得費助成事業を開始 ・知的障害者更生施設「永耕園」が訓練棟を新築 ・「ありんこホーム作業所」が浜町に移転し、市委託事業となる。
1992年（平成4年）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域作業所「第二かもめの家作業所」開設
1993年（平成5年）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域作業所「第2四恩工芸所」開設（平成6年3月閉鎖） ・障害者地域作業所「ゆう」開設 ・ひとり暮らし障害者等食事サービス事業を開始
1994年（平成6年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者施設「竹の子学園」開設 ・知的障害者通所更生施設「四恩活動センター」開設 ・ケアセンター事業を開始（竹の子学園、四恩活動センター）
1995年（平成7年）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域作業所「第2四恩工芸所」開設（平成8年10月閉鎖） ・障害者地域作業所「アークスカじか」開設 ・精神障害者保健福祉手帳の交付開始 ・知的障害者授産施設「沼代園」が通所部を開設



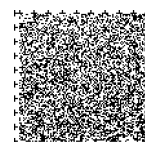
西暦（和暦）	主なできごと
1996年（平成8年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者授産施設「四恩工芸所」開設（通所定員30名） ・生活ホーム「第二かもめホーム」開設（平成14年廃止） ・小田原市歯科二次診療所開設（12月から診療開始） ・知的障害者授産施設「沼代園」が「よるべ沼代」に名称変更
1997年（平成9年）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者等派遣事業を開始 ・精神障害者連絡会「西湘友の会」結成
1998年（平成10年）	<ul style="list-style-type: none"> ・要約筆記者派遣事業を開始 ・ガイドヘルパー派遣事業を開始
1999年（平成11年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所授産施設「四恩工芸所」が「ほうあんワークセンターのぞみ」に名称変更 ・精神障害者地域作業所「小田原なぎさ作業所」開設 ・障害者地域作業所「第2ありんこホーム作業所」開設 ・精神障害者地域作業所「スプリングス」開設 ・障害者地域作業所「四恩工芸館」新設 ・四恩活動センターケアセンター事業が重症心身通園事業B型に移行
2000年（平成12年）	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人小田原市障害者福祉協議会が設立 ・就労支援専門員を設置 ・障害者地域作業所「アークスカじか」が「おりーぶ」に名称変更 ・障害者地域作業所「アークスせせらぎ」開設
2001年（平成13年）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域作業所「四恩社会復帰センター」が「小田原社会復帰センター」に名称変更 ・精神障害者地域作業所「スプリングス」が「小田原スプリングス」に名称変更 ・市「心身障害児通園事業」を「障害児通園事業」に名称変更
2002年（平成14年）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者生活支援事業を「障害者サポートセンター」で開始 ・重症心身障害児（者）施設「太陽の門」開設 ・障害者地域作業所「小田原アシスト」開設 ・生活ホーム「わかば会栢山寮」開設 ・精神障害者保健福祉サービス事務の一部が県から市へ移管される。 ・知的障害児施設「光海学園」改築（入所定員30名に変更） ・知的障害者更生施設「永耕園」改築（入所定員100名に変更） ・知的障害者施設「デイセンター永耕」改築（通所定員50名に変更）



西暦（和暦）	主なできごと
2002年（平成14年）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者デイサービス事業所「太陽の門デイサービスセンター」開設 ・精神障害者地域作業所「小田原社会復帰センター」が小規模通所授産施設へ移行 ・精神障害者地域作業所「小田原スプリングス」が小規模通所授産施設へ移行 ・障害者地域作業所「小田原工芸所」が小規模通所授産施設へ移行
2003年（平成15年）	<ul style="list-style-type: none"> ・措置制度から支援費制度へ移行 ・障害者相談支援センター「ういず」開設 ・知的障害者更生施設「デイセンター永耕」が通所定員を55名に変更 ・知的障害者授産施設「ほうあんワークセンターのぞみ」が通所定員を60名に変更 ・知的障害者授産施設「四恩職業センター」が通所定員を60名に変更 ・知的障害者授産施設「小田原梅香園」を「梅香園」に名称変更し、社会福祉法人よるべ会に管理運営を委託 ・グループホーム「第二喜心寮」開設 ・知的障害者生活ホーム「第1あさ」開設 ・障害者地域作業所「小田原アシスト」が知的障害者デイサービス事業所へ移行 ・「四恩デイサービスセンター」開設 ・「富士学園デイサービスセンター」開設 ・市「障害児通園事業」を「児童デイサービス事業（つくしんぼ教室）」へ移行
2004年（平成16年）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域作業所「第3ありんこホーム作業所」開設 ・障害者地域作業所「第三かもめの家作業所」開設 ・グループホーム「まほろば」開設 ・グループホーム「上千代」開設 ・グループホーム「すばる」開設 ・精神障害者地域作業所「かふえ・えりむ」開設 ・地域生活援助施設「第2あさ」及び「第3あさ」開設 ・知的障害者デイサービス事業所「第二アシスト」開設



西暦（和暦）	主なできごと
2005年（平成17年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者授産施設「よるべ沼代」が定員を40名に変更 ・知的障害児通園施設「富士学園」移転 ・知的障害者入所更生施設「富士見の里」開設（定員30名） ・グループホーム「ポラリス」開設 ・障害者支援センター「ぽけっと」開設
2006年（平成18年）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度が、障害者自立支援法に基づく制度に移行 ・身体障害者福祉法に基づく「更生医療」が、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療（更生医療）」に移行 ・移動支援事業を開始（10月～） ・日中一時支援事業を開始（10月～） ・障害者相談支援事業を4箇所を開始（10月～） ・補装具等自費負担金支給事業を廃止（～9月） ・市障害者地域作業所「ありんこホーム作業所」、市障害者通所授産施設「梅香園」及び「小田原市歯科二次診療所」に指定管理者制度を導入 ・障害者地域作業所「第二せせらぎ」開設 ・知的障害者デイサービスセンター「竹の子ケアセンター」が経過的デイサービス事業に移行（10月～） ・知的障害者デイサービス事業所「小田原アシスト」が就労継続支援B型事業所へ移行し、「第2小田原アシスト」に名称変更（10月～） ・身体障害者デイサービスセンター「太陽の門デイサービスセンター」が生活介護サービス事業所に移行（10月～）
2007年（平成19年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「竹の子ケアセンター」が経過的デイサービス事業所から生活介護、自立訓練（生活訓練）サービスを行う多機能型事業所に移行 ・精神障害者小規模通所授産施設「小田原社会復帰センター」と障害者小規模通所授産施設「小田原工芸所」が合併し、就労継続支援B型サービス事業所へ移行、併せて「小田原アシスト」に名称変更 ・児童デイサービス事業所「秘密基地」開設 ・グループホーム（ケアホーム）「かもめホーム」開設 ・グループホーム（ケアホーム）「ながつか」開設



西暦（和暦）	主なできごと
2008年（平成20年）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域作業所「かふえ・えりむ」が分割し、就労継続支援B型サービス事業所「えりむ」と障害者地域活動支援センター「ひつじの家」に移行 ・市障害者通所授産施設「梅香園」が生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）サービスを行う多機能型事業所へ移行し、名称を市障害者自立支援施設「梅香園」に変更 ・グループホーム（ケアホーム）「第2かもめホーム」開設
2009年（平成21年）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所授産施設「四恩職業センター」が、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）サービスを行う多機能型事業所へ移行し、名称を「ほうあん第一しおん」に変更 ・知的障害者通所更生施設「四恩活動センター」が、生活介護サービス事業所へ移行し、名称を「ほうあん第二しおん」に変更 ・知的障害者通所授産施設「ほうあんワークセンターのぞみ」が、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）サービスを行う多機能型事業所へ移行し、名称を「ほうあんのぞみ」に変更 ・知的障害児通園施設「富士学園」が「ほうあんふじ」に名称変更 ・知的障害者入所更生施設「富士見の里」が「ほうあんふじみのさと」に名称変更 ・知的障害者入所更生施設「竹の子学園」が施設入所支援、生活介護サービスを行う事業所へ移行 ・知的障害者入所授産施設「よるべ沼代」が施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型サービスを行う事業所へ移行 ・児童デイサービス事業所「Well」開設 ・児童デイサービス事業所「ひまわりの家」開設 ・児童デイサービス事業所「ぐれーぷ」開設 ・基準該当児童デイサービス、基準該当自立訓練（機能訓練）サービス事業所「ふらっと」開設
2010年（平成22年）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型サービス事業所「かのん」開設 ・障害者地域作業所「おりーぶ」が就労継続支援B型サービス事業所へ移行

